

入札説明書

調達役務名

浄水発生汚泥収集運搬・処分業務

令和8年1月

新潟市水道局経理課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号。以下「規程」という。）、新潟市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成19年新潟市水道局管理規程第4号。以下「特例規程」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、新潟市水道局が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 調達役務名

浄水発生汚泥収集運搬・処分業務

（公告番号 新潟市水道局契約公告第1号）

(2) 調達役務の数量及び仕様

青山浄水場 予定数量 1, 500トン

信濃川浄水場 予定数量 1, 600トン

信濃川取水場 予定数量 800トン

阿賀野川浄水場 予定数量 1, 800トン

満願寺浄水場 予定数量 700トン

戸頭浄水場 予定数量 1, 300トン

巻浄水場 予定数量 600トン

仕様は、別紙仕様書のとおり

(3) 履行場所

新潟市西区青山浄水場 構内

新潟市江南区信濃川浄水場 構内

新潟市江南区信濃川取水場 構内

新潟市江南区阿賀野川浄水場 構内

新潟市秋葉区満願寺浄水場 構内

新潟市南区戸頭浄水場 構内

新潟市西蒲区巻浄水場 構内

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 入札方法

総価により入札に付する。入札は、収集運搬費及び処分費の見積単価に各浄水場の予定数量を乗じた額（1円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。）の合計額により行うものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当す

る額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は企業グループとし、次のすべての資格要件を満たすものとする。

(1) 単独企業及び企業グループの構成員共通の資格要件

ア 令和7・8年度新潟市水道局入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者。

公告日において名簿登録のない者については、下記16を参照の上、必要な申請を行い、下記5(2)クの書類を5(1)の期限までに提出すること（審査の結果、競争入札参加資格を有する者として認められた者に限る。）。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）で規定する「参加させることができない者」又は「参加させないことができる者」のいずれにも該当しないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること（同法に基づく裁判所からの更生計画認可を受けている場合を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。）。

エ 新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領（「以下「指名停止等措置要領」」という。）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

オ 指名停止等措置要領別表第2第9号（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。

カ 当該調達役務の入札に参加する他の単独企業又は企業グループの構成員に該当しない者であること。

キ 当該調達役務の実施にあたり、仕様書に定める要件にて実施できる者であること。

(2) 単独企業の資格要件

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃掃法」という。）第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物（品目：汚泥）の収集運搬業の許可（以下「収集運搬業許可」という。）を取得している者であること。

イ 廃掃法第15条の規定に基づく産業廃棄物（品目：汚泥）の処理施設（中間処理施設又は最終処分場。以下「処理施設」という。）を自己保有し、並びに同法14条第6項の規定に基づく産業廃棄物（品目：汚泥）の処分業許可（以下「処分業許可」という。）を取得している者であること。

(3) 企業グループの資格要件

ア 企業グループの運営形態は、収集運搬業務と処分業務を各構成員が分担し業務を遂行する方式であること。

イ 企業グループの構成員のうち処分業務を担う者は1者とし、処理施設を自己保有し、処分業許可を取得している者であること。

ウ 企業グループの構成員のうち2(3)イの処分業務を担う者を代表者とし、代表者は他の構成員から、落札者決定までの手続について委任を受け、全ての責任を負うこと。

また、下記5「一般競争入札参加申請等」の手続きにおいて、委任を受けたことを証するため、代表者委任状(様式第4号)を提出すること。

エ 企業グループの構成員は、2(3)アの各者が担う業務の遂行に必要な(収集運搬業許可、若しくは処分業許可)を取得している者であること。

オ 下記5「一般競争入札参加申請等」の手続きにおいて、浄水発生汚泥収集運搬・処分業務入札参加申請書(様式第1-2号)の提出をもってグループの構成員を明らかにし、提出後はグループの構成員の変更を行わないこと。

(4) 参加資格の喪失

単独企業又は企業グループの構成員が、下記5「一般競争入札参加申請等」の手続の受付締切日から落札者の決定までの間に上記2(1)から(3)に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の入札参加資格を取り消すものとする。

3 問い合わせ先

郵便番号 951-8560

新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3

新潟市水道局本局 本庁舎3階

総務部経理課契約係

E-mail : keiri.ws@city.niigata.lg.jp

電話 : 025-232-7322 (直通)

FAX : 025-231-3100

4 現地確認の要領

- (1) 現地確認を希望する者は、現地確認申込書(様式第6号)を令和8年1月27日(火)午後5時までに、下記(4)へ電話で連絡の上、電子メール又はFAXにより提出すること。

なお、電話の連絡及びFAXによる提出は、上記期限までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に行うこと。

現地確認期間は、令和8年1月29日(木)から令和8年2月2日(月)までとし、希望日が重複した場合は調整する。結果の通知は、現地確認申込書の結果通知欄に記載しFAXで通知する。

なお、現地確認ができる時間は、いずれの日も午前は概ね9時~11時30分、午後概ね1時30分~4時の範囲で申込者別に、また施設毎に、別途水道局が指定する時間とする。

- (2) 現地確認に際して、汚泥のサンプル採取を希望する場合は、各施設構内で保管する汚泥のうち、水道局が指示する場所からサンプルを採取することができる。サンプル採取に要する用具や資材は希望者自らが準備するとともに、採取した汚泥は責任をもって処理しなければならない。
- (3) 現地確認の際は、結果通知の際にFAX送信された現地確認申込書を持参すること。
- (4) 現地確認申込書の提出先及び電話連絡先
郵便番号 951-8560
新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3
新潟市水道局本局 本庁舎2階
技術部浄水課施設係
E-mail : josui.ws@city.niigata.lg.jp
電話 : 025-232-7268 (直通)
FAX : 025-234-1324

5 一般競争入札参加申請等

- (1) 入札参加希望者は、下記5(2)に掲げる書類を、令和8年1月20日(火)午前9時から令和8年2月9日(月)午後5時までに上記3の場所に持参又は郵送により正本1部及びその写し1部の一式を揃えて提出すること。持参の場合は、提出期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に提出すること。郵送の場合は、書留又は配達記録郵便にて提出期間内必着で提出すること。
- (2) 入札参加希望者は、一般競争入札参加申請時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、エ、キ及びクは、該当する場合に提出すること。
 - ア 浄水発生汚泥収集運搬・処分業務入札参加申請書(様式第1-1、1-2号)
 - イ 秘密保持誓約書(様式第2号)
 - ウ 企業概要(様式第3号)
 - エ 代表者委任状(様式第4号)
 - オ 「産業廃棄物収集運搬業許可証」の写し
 - カ 「産業廃棄物処分業許可証」の写し
 - キ 「産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証」の写し
 - ク 政府調達(WTO)契約に係る入札参加資格審査申請書受付確認票【業務委託】の写し
- (3) 入札参加申請に関する質問は、以下の方法により行うものとする。
 - ア 「入札参加申請に関する質疑書」(様式第9-1号)を電子メール又はFAXにより提出するものとする。
 - イ 提出期限は、令和8年2月2日(月)午後5時までとする。
 - ウ 提出は、上記3へ電話で連絡の上、電子メール又はFAXにより提出する。
 - エ 回答は、令和8年2月9日(月)までに電子メール又はFAXにより随時回答書を

送付する。

- (4) 5(2)の提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定し、「一般競争入札参加資格確認結果通知書」を令和8年2月24日(火)までに通知する。
- (5) 5(2)の申請書類提出後、若しくは(4)の通知書で参加資格有りと認められた後に入札参加を辞退する場合は、「入札参加辞退届」(様式第5号)を、書面にて上記3へ持参又は郵送のいずれかの方法により、速やかに提出すること。郵送で提出する場合は、電話での連絡も行うこと。

6 入札保証金

規程第10条第2号により、入札保証金は免除する。

7 入札及び開札

(1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和8年3月10日(火) 午前10時00分

イ 場所 郵便番号951-8560

新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3

新潟市水道局本局 本庁舎1階 入札室

(2) 郵送による入札書等の受領期間等

ア 書留郵便等の配達記録が残る郵便に限る。

イ 受領期間 令和8年2月24日(火)から令和8年3月9日(月)午後5時までに必着とする。

- (3) 入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書(案)及び規程を熟知の上、入札をしなければならない。仕様書について質疑がある場合は、「調達仕様に関する質疑書」(様式第9-2号)を令和8年1月20日(火)から令和8年2月2日(月)午後5時までに上記3へ電話で連絡の上、電子メール又はFAXにより提出すること。

回答は、令和8年2月9日(月)までに電子メール又はFAXにより随時回答書を送付した上、令和8年2月9日(月)までにホームページにも掲載する。

- (4) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (5) 入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札室に入室することができない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書(写し可)並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状(様式第7号)を提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた

場合のほか、入札室を退室することはできない。

- (9) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した「入札書」（様式第 8-1、8-2 号）を提出しなければならない。
- ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
 - イ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、受任者氏名（代理人の氏名）及び押印
 - ウ 入札金額
 - エ 件名
 - オ 場所
 - カ 各費用の内訳区分
 - キ 各費用の数量
 - ク 各費用の単価
 - ケ 各費用の内訳金額（内訳金額の合計は、入札金額となること）
- (10) 入札書等及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (11) 入札書等は封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、品名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。
なお、郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については、二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きする。上記で示した入札書等ほか、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書等の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (14) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (15) 談合情報等により、公正な入札が行われぬおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
- (16) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (17) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、上記 7 (1) の入札・開札日時以降に再度の入札を行う。再入札書の提出方法については、別途指示する。また、下記 8 の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (18) 再入札は 1 回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第

8号の規程により、再入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

8 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書等の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名、その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (10) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

10 契約の停止等

- (1) 本契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (2) 落札者において、汚泥処分に必要な協定（自治体等と締結するものをいう。以下同じ。）の締結が整わない場合は、本業務の履行が不可能になることから、協定締結を民法（明

治29年法律第89条)第127条第1項に定める停止条件として付するものとする。また、その協定が締結できなかった場合は、本契約を無条件で解除する。

- (3) 排出者である新潟市水道局において、汚泥処分に必要な協定等の締結が整わない場合は、本業務の履行が不可能になることから、協定等締結を民法第127条第1項に定める停止条件として付するものとする。また、その協定等が締結できなかった場合は、本契約を無条件で解除する。

1.1 契約の締結

契約の締結は、収集運搬費、処分費共に単価契約で行う。企業グループの場合は、全ての構成員と契約を締結する。収集運搬費の契約単価は、同じ浄水場を担う構成員であれば、同一の金額とし、同じ浄水場で異なる単価の契約は締結しない。

1.2 契約保証金

(1) 単独企業の場合

執行予定額（入札書に記載した入札金額に100分の110を乗じた金額）の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額とし、現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。ただし、規程第33条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

(2) 企業グループの場合

ア 処分業務を担う者については、執行予定額（入札書に記載した「処分費」の契約単価に予定数量を乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額）の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額とする。

イ 収集運搬業務を担う各者については、執行予定額（入札書に記載した「収集運搬費」のうち自らが担う浄水場の契約単価に搬出する予定数量を乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額）の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額とする。

ウ 上記ア、イいずれの場合も現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手又は無記名の国債、若しくは地方債をもって充てる。ただし、規程第33条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

エ 各者が担う運搬予定数量については、落札者決定後、2(3)ウの代表者（処分業者）宛てに別途照会する。

1.3 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合には、落札者は、交付された契約書に記名押印または電子署名し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1.4 支払いの条件

本契約に係る代金は、当局の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

1.5 契約条項

別添「契約書（案）」による。

1.6 入札参加資格審査申請

本調達役務の公告時に、新潟市水道局入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されていない者で本調達役務の入札に参加を希望する者は、「政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書（添付書類含む）」を令和8年2月2日（月）午後5時までに上記3へ提出すること。

申請書類は新潟市財務部契約課ホームページで取得することができるほか、上記3及び新潟市財務部契約課で交付する。アドレスは以下のとおり。

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top

なお、この手続きを行った場合は、「政府調達（WTO）契約に係る入札参加資格審査申請書受付確認票【業務委託】」を入手の上、その写しを上記5「一般競争入札参加申請等」の提出書類に含めること。

1.7 その他

(1) 入札書の提出期限は、公告文に指定した入札書提出期限とし、提出期限以後に到着した入札書は、いかなる理由があっても無効とする。

(2) 入札書の到着確認、入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。